

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	江上 正
登録番号又は法人番号	91210498
所属する単位会	三重県行政書士会
事務所名称	行政書士江上正事務所
事務所所在地	〒511-1106 三重県桑名市長島町下坂手 206 番地 1
処分年月日	令和 7 年 1 2 月 2 4 日
処分内容（種類）	廃業の勧告（廃業をするまでの間の会員の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	当該会員は、受任した相続業務を長期間にわたり放置するなどして、依頼者との信頼関係を著しく損なった。また、行政書士法第 9 条（帳簿の備付及び保存）、同法施行規則第 1 0 条（領収証）の規定に基づく義務を適切に履行せず、さらには、司法書士法及び土地家屋調査士法により業務独占が定められている書類作成を継続的に行った。これらの行為は、同法第 1 0 条（行政書士の責務）、同法第 9 条（帳簿の備付及び保存）、同法施行規則第 1 0 条（領収証）、三重県行政書士会会則第 5 1 条の 2（領収証）、行政書士法第 1 条の 2（業務）第 2 項及び他士業法に違反するものであり、三重県行政書士会会則第 4 6 条（会員の処分）第 1 項第 1 号に規定する「行政書士法又はこれに基づく命令、規則、その他知事の処分に違反したとき」、同会則同条同項第 2 号に規定する「本会会員たるにふさわしくない重大な非行があったとき」、及び同会則同条同項第 3 号に規定する「本会の会則に違反したとき」に該当する。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 1 0 条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 行政書士法第 9 条（帳簿の備付及び保存） 行政書士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所氏名その他都道府県知事の定める事項を記載しなければならない。 行政書士法施行規則第 1 0 条（領収証） 行政書士は、依頼人から報酬を受けたときは、日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は、作成の日から 5 年間保存しなければならない。 三重県行政書士会会則第 5 1 条の 2（領収証） 会員は、依頼人から報酬を受けたときは、日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則により正副 2 通の領収証を作

	成し、正本はこれに記名し、職印を押して当該依頼人に交付し、副本は作成の年月日順に綴って5年間これを保存しなければならない。 行政書士法第1条の2（業務）第2項 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。 三重県行政書士会会則第46条（会員の処分）第1項第1号 行政書士法又はこれに基づく命令、規則、その他知事の処分に違反したとき 三重県行政書士会会則第46条（会員の処分）第1項第2号 本会会員たるにふさわしくない重大な非行があったとき 三重県行政書士会会則第46条（会員の処分）第1項第3号 本会の会則に違反したとき
--	---